年度

自主防災会防災計画

自主防災会

１　目的

この計画は、　　　　　自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、

地震その他災害による人的、物的被害の発生及び被害の拡大を防止することを目

的とする。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　⑴　自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　⑵　防災知識の普及に関すること。

　⑶　災害危険の把握に関すること。

　⑷　防災訓練に関すること。

　⑸　情報の収集伝達に関すること。

　⑹　避難に関すること。

　⑺　出火防止・初期消火に関すること。

　⑻　救出・救護に関すること。

　⑼　給食・給水に関すること。

　⑽　避難行動要支援者対策に関すること。

　⑾　他組織との連携に関すること。

　⑿　防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をよ

り円滑に行うため防災組織の編成及び任務分担は、次のとおりとする。

　　　　【組織の編成例】

班　長

情報班

班　長

消火班

副会長

会　長

班　長

救出救護班

監査役

班　長

避難誘導班

会　計

班　長

給食給水班

【任務分担】

災害時の活動

平常時の活動

・組織の編成

・各班の運営指導

・活動方針の企画等

・訓練計画の作成

・市の災害対策本部との連絡・調整

・各班の調整及び指導

会　長

副会長

・防災意識の普及、高揚

・防災マップの作成

・情報収集・伝達訓練

・被害状況の把握

・災害情報の伝達

・防災機関等との連絡

情報班

・設備・器具の点検

・消火訓練

・初期消火の協力体制づくり

・出火防止、初期消火

・近隣事業所との連携

・消防機関との協力

消火班

・救助資機材の点検

・救出・救護訓練

・避難行動要支援者への声かけ、訓練

・危険箇所の現状確認

・負傷者等の把握

・応急救急救護活動

・医療機関等への搬送

救出救護班

避難誘導班

・避難経路の安全確認

・避難誘導

・避難所における混乱防止

・避難場所・経路等の周知

・避難行動要支援者の把握

・避難誘導訓練

・給食資機材の確保

・給水拠点等の把握

・炊出し訓練

・給食物資等の調達と配分

・炊出し

給食給水班

４　防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

　⑴　普及・啓発事項

　　普及・啓発事項は次のとおりとする。

①　防災組織及び防災計画に関すること。

　　②　地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。

　　③　家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

　④　家庭における食糧等の備蓄に関すること。

　⑤　その他防災に関すること。

　⑵　普及・啓発の方法

　　防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

　　①　広報誌、インターネット、パンフレット、ポスタ－等の配付

　　②　座談会、講演会、ビデオ鑑賞会等の開催

　　③　パネル等の展示

⑶　実施の時期

火災予防運動機関、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほ

か、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

５　地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

⑴　把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

①　危険地域、区域等

②　地域の防災施設、設備

③　地域の災害履歴、災害に関する伝承

④　大規模災害時の消防活動

⑵　把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

①　いわき市地域防災計画

②　座談会、講演会、研修会等の開催

③　災害記録の編さん

６　防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

⑴　訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

⑵　個別訓練の種類

①　情報収集・伝達訓練

②　消火訓練

③　救出・救護訓練

④　避難訓練

⑤　給食・給水訓練

⑥　避難所の開設・運営訓練

⑶　総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

⑷　体験イベント型訓練

防災を意識せずに、災害対応能力を高めるために行うものとする。

⑸　図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

⑹　訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画

を作成する。

⑺　訓練の時期及び回数

①　訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間、防災の日に実施

する。

②　訓練は、総合訓練にあっては年　　回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

７　情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収

集・伝達を次により行う。

⑴　情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報

を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

⑵　情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、電話、テレビ、ラジオ、携帯メール、携帯無線

機、伝令等による。

８　出火防止及び初期消火

⑴　出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、

出火防止の徹底を図るため、毎月　　日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

①　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

②　可燃性危険物品等の保管状況

③　消火器等消火資機材の整備状況

④　その他建物等の危険箇所の状況

⑵　初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火すること

ができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

①　可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

②　消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

９　救出・救護

⑴　救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただち

に救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的

に協力する。

⑵　医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、

次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

①

②

⑶　防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、

防災関係機関の出動を要請する。

１０　避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれが

あるときは、次により避難を行う。

⑴　避難誘導の指示

市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたとき

は、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

⑵　避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民をいわき市地域

防災計画に定められた避難場所に誘導する。

⑶　避難経路及び避難場所

①　　　　　　、ただし　　　　　が通行不能の場合は

②　　　　　　または

⑷　避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市職員と協力して行う。

１１　給食・給水

避難場所等における給食・給水は、次により行う。

⑴　給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業

者等から提供を受けた食糧の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

⑵　給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した

飲料水により給水活動を行う。

１２　避難行動要支援者対策

⑴　避難行動要支援者避難支援マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため避難行動要支援者避難支援マップ等を作成し、市、消防団、民生委員等と連絡を取り合って定期的に更新する。

⑵　避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等につ

いてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

１３　他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランテ

ィア団体等と連携を図るものとする。

１４　防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

⑴　防災資機材及び保管場所等は別紙防災資機材一覧表のとおり

　⑵　防災資機材の点検は、次により行う。

　　ア　定期点検

　　イ　随時点検　必要の都度実施

　　　　　自主防災会編成表

情報班長

（電話　　－　　　　）

会長

（電話　　－　　　　）

消火班長

（電話　　－　　　　）

副会長

（電話　　－　　　　）

救出救護班長

（電話　　－　　　　）

会計

（電話　　－　　　　）

避難誘導班長

（電話　　－　　　　）

監査役

（電話　　－　　　　）

（電話　　－　　　　）

給食給水班長

（電話　　－　　　　）